

覚 書

薬 安 第 6 2 号

建設省道交発第29号

平成2年5月9日

厚生省薬務局安全課長

海 老 原

格



建設省道路局道路交通管理課長

山 口

均



道路法施行令の一部を改正する政令の制定に際し、厚生省と建設省は、下記のとおり確認する。

記

建設省は、毒物及び劇物を積載する車両の水底トンネルの通行に関し、今後、厚生省において策定される毒物及び劇物の輸送に関する基準等を参考とし、制限対象物品及び通行の要件等に関し、毒物及び劇物の毒性の特性、水底トンネルの特性等に応じたより適切かつ合理的な規制を行うための方策の検討を行うものとする。

なお、これらの検討に際しては、建設省は厚生省の意見を尊重し、事前に緊密な連絡調整を図るものとする。